

地域“つながる”福祉プラン（案）の変更箇所

ページ	項目	今回	前回（10/21）
1	第1章-1	<u>地域福祉活動の担い手不足や自治会等の住民団体の組織力の低下が顕著となり、</u> 地域を中心とした住民同士の支え合いの機能は徐々に弱まってきています。 <u>また、核家族化や単身世帯の増加に伴い、子育てや介護に不安を抱える人も増えています。</u>	<u>地域社会の有り様は大きく変化してきています。特に、地域福祉活動の担い手の不足や高齢化、自治会等の住民団体の組織力の低下が顕著となり、</u> 地域を中心とした住民同士の支え合いの機能は弱まってきています。 <u>さらに、核家族化や単身世帯の増加に伴い、子育てや介護に不安を抱える世帯も増えています。</u>
1	第1章-1	<u>引きこもりなど、地域の中で孤立して支援が行き届かない世帯の問題や、貧困、虐待、ドメスティックバイオレンス（DV）等、対応が遅れることで取り返しのつかない事態になってしまう問題、様々な要因が絡み合っ</u> て問題が複雑化し、 <u>既存の福祉制度だけでは解決が難しい</u> 問題などへの対応が課題となっています。	<u>周囲との関わりを拒むなどして地域の中で孤立し、</u> 支援が行き届かない世帯の問題や貧困、虐待、ドメスティックバイオレンス（DV）等、対応が遅れることで <u>深刻化してしまう</u> 問題、様々な要因が絡み合っ
1	第1章-1	福祉制度の「縦割り」の構造や「支え手」と「受け手」、「官」と「民」という関係性を越えて、一人ひとりの市民、住民組織、福祉関連団体、企業等の地域に関わる様々な主体と、米子市及び米子市社会福祉協議会（以下「市社協」といいます。）が <u>連携・協働しながら、地域課題の解決のために、それぞれが活躍することができる</u> 仕組みを構築していく必要があります。	<u>米子市全体で理念を共有し、あらゆる人が協力して課題解決に取り組むことができる体制が求められています。</u> <u>そのためには、福祉制度の「縦割り」の構造や「支え手」と「受け手」、「官」と「民」という関係性を越えて、一人ひとりの市民、住民組織、福祉関連団体、企業等の地域に関わる様々な主体と、米子市及び米子市社会福祉協議会（以下「市社協」といいます。）が、互いに連携し、それぞれが役割を果たしながら、ともに人の暮らしを支え合う</u> 仕組みを構築していく必要があります。
1	第1章-1	<u>多様な主体が協働するための地域の基盤づくりと、地域福祉推進のための具体的実践について、計画的に取り組んでいくこととします。</u>	<u>すべての市民が幸せに暮らすことができるよう、地域福祉の推進を目指します。</u>
4	第1章-5	令和元年12月に公表された地域共生社会推進検討会の「最終とりまとめ」を追加	なし
12～20	第2章-1-(1)	各種データを更新	なし

地域“つながる”福祉プラン（案）の変更箇所

ページ	項目	今回	前回（10/21）
14	第2章-1-(2)	本市の人口は、 <u>今後減少が続いていく</u> ことが予想されます。年代別にみると、65歳以上人口は2045年頃まで概ね増加していった後、減少に転じますが、年少人口は概ね減少し続け、生産年齢人口はさらに大きく減少し続けていくことが予想されます。2050年頃には、生産年齢人口割合が51.1%と最も低くなるのに対し、高齢化率は最も高くなり35.2%に達する見込みです。	本市の人口は <u>緩やかに減少していく</u> ことが予想されます。年齢別にみると65歳以上人口や年少人口と比べ、 <u>生産年齢人口の減少が著しく、2045年頃には高齢化率が最も高くなり32.0%に達する見込みです。</u>
14	第2章-1-(3)	<u>2020年、2040年、2060年と、予測される本市の性別・年齢別人口構成（人口ピラミッド）をみると、2020年時点では団塊世代を含む年齢層である70～74歳と、その子どもの世代と考えられる年齢層が男女ともに多く、これらの世代が人口ボリュームを保ちつつ推移していく一方で、生産年齢人口や年少人口は徐々に減少していくことがわかります。</u>	<u>2019年と21年後の2040年における本市の性別・年齢別人口構成（人口ピラミッド）の変遷をみると、2040年には団塊世代の子ども</u> の世代であると考えられる65～69歳が女性では最も多くなり、男性においても2番目に多くなる見込みです。また、2040年には <u>団塊世代が90歳以上になることから、女性においては90歳以上が3番目に多くなる</u> と考えられます。
15	第2章-1-(3)	2060年の人口ピラミッドを追加	なし
26	第2章-2-(3)	<u>地域包括支援センターや一般相談事業所</u> からは、「独居世帯、生活保護受給世帯の増加」、「行政機関の窓口は縦割りで他分野を把握していない現状がある」、「 <u>料金が発生しない困りごとへの対応に追われる</u> 」、「相談が生活全般にわたることが多いため、根本の課題解決まで至らない」、「行政と協働して地域づくりなどをしていきたいが、米子市が一般相談支援事業所に何を求めているかが明確でない」という意見が出ました。	<u>相談事業所</u> からは「独居世帯、生活保護受給世帯の増加」、「行政機関の窓口は縦割りで他分野を把握していない現状がある」、「 <u>実績につながらない業務内容の負担が大きい</u> 」、「相談が生活全般にわたることが多いため、根本の課題解決まで至らない」、「行政と協働して地域づくりなどをしていきたいが、米子市が一般相談支援事業所に何を求めているかが明確でない」という意見が出ました。
28	第2章-2-(4)	ブレインストーミングによる意見出し <u>を行い、出し合った意見を種類毎にまとめる。</u> (ブレインストーミングの注釈追加)	ブレインストーミングによる意見出し、 <u>グルーピング</u>

地域“つながる”福祉プラン（案）の変更箇所

ページ	項目	今回	前回（10/21）
36	第3章-4	そこで、本市では、中長期的な施策として、次のような <u>ゴールイメージを想定しながら、相談支援体制の整備を目指します。</u>	そこで、本市では、中長期的な施策として、次のような相談支援体制の整備に取り組んでいきます。 <u>なお、体制整備に向けた具体的な取組については、第4章（ ページ）で詳しく述べます。</u>
36	第3章-4	エリア <u>区分</u> と総合相談支援センターの設置	エリア <u>分類</u> と総合相談支援センターの設置
36	第3章-4	総合相談支援センターの <u>設置を目指します。</u>	総合相談支援センターを <u>設置します。</u>
36	第3章-4	エリアごとの総合相談支援センターを統括する機能を有する機関により、	エリアごとの総合相談支援センターを統括する機能を有する機関を <u>設置し、</u>
37	第3章-4	エリアごとに設置された総合相談支援センターには、地域住民の生活課題に関する相談支援や住民主体の活動支援を行う「コミュニティワーカー」と、住民の複合化・複雑化した課題に対応して支援を行う「コミュニティソーシャルワーカー」を <u>配置し、双方が協働しながら、地域を基盤とした包括的かつ総合的な相談援助を行います。</u>	エリアごとに設置された総合相談支援センターには、 <u>エリア内の公民館区域ごとに、</u> 地域住民の生活課題に関する相談支援や住民主体の活動支援を行う「コミュニティワーカー」と、 <u>エリア内の</u> 住民の複合化・複雑化した課題に対応して支援を行う「コミュニティソーシャルワーカー」を <u>配置します。</u>
37	第3章-4	<u>電話相談</u> ・出張相談	出張相談
48	第4章-1-(4)	市民一人ひとりが「自分の命は自分で守る」という防災意識を高め、普段から災害に備えておくことと、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識の下、近隣の高齢者や障がい者等の避難支援について、地域住民同士の支え合いの体制を整えておくことが、非常に重要となります。	市民一人ひとりが「自分の命は自分で守る」という「 <u>自助</u> 」の防災意識を高め、普段から災害に備えておくことと、「自分たちの地域は自分たちで守る」という「 <u>互助</u> 」の意識の下、近隣の高齢者や障がい者等の避難支援について、地域住民同士の支え合いの体制を整えておくことが、非常に重要となります。

地域“つながる”福祉プラン（案）の変更箇所

ページ	項目	今回	前回（10/21）
57	第4章-2-(1)	そのためには、地域住民に身近なところで、地域の課題や個人の課題に関するあらゆる相談が受け止められ、適切な支援につなげていけるように、地域社会のすべての構成員や支援関係機関が、互いの立場の違いを越え、協働していく仕組みを構築する必要があります。	そのためには、様々な支援関係機関が、地域住民と連携しながら、お互いの活動内容や役割を十分に認識しつつ、協働して問題解決を図ることができるよう、総合的な相談支援体制を整備する必要があります。
57	第4章-2-(1)	次のような <u>ゴールイメージを想定しながら、相談支援体制の整備を目指すこととし、体制整備に当たっては、当面、モデル事業や関係者を集めた推進会議を実施することにより、検討を重ねていきます。</u>	次のような <u>相談支援体制の整備に取り組んでいきます。</u>
57	第4章-2-(1)	エリア <u>区分</u> と総合相談支援センターの設置	エリア <u>分類</u> と総合相談支援センターの設置
57	第4章-2-(1)	総合相談支援センター <u>の設置を目指します。</u>	総合相談支援センター <u>を設置します。</u>
57	第4章-2-(1)	エリアごとに設置された総合相談支援センターには、地域住民の生活課題に関する相談支援や住民主体の活動支援を行う「コミュニティワーカー」と、住民の複合化・複雑化した課題に対応して支援を行う「コミュニティソーシャルワーカー」を配置し、 <u>双方が協働しながら、地域を基盤とした包括的かつ総合的な相談援助を行います。</u>	エリアごとに設置された総合相談支援センターには、 <u>エリア内の公民館区域ごとに、</u> 地域住民の生活課題に関する相談支援や住民主体の活動支援を行う「コミュニティワーカー」と、 <u>エリア内の</u> 住民の複合化・複雑化した課題に対応して支援を行う「コミュニティソーシャルワーカー」を <u>配置します。</u>
62	第4章-2-(3)	福祉サービスの申請手続き <u>について、誰もが利用しやすいよう、方法や場所等について</u> 配慮します。	福祉サービスの申請手続き <u>の方法や場所等を</u> 配慮します。
41～76	第4章	市の取組について、担当課名の表記を検討しましたが、責任の所在が限定されてしまうことや、庁内連携が広がりにくくなること懸念されるため、担当課名は表記しないこととします。なお、計画評価時には、具体的な取組を実施した担当課を表記します。	